

プロジェクト ASAF 対応

項目 概念フレームワーク：今後の進め方（負債と持分の区分）

本資料の目的

1. 2014 年 3 月の会計基準アドバイザー・フォーラム (ASAF) 会議において、南アフリカ財務報告基準評議会 (FRSC) から、概念フレームワークの負債と持分の区分の議論の進め方に関するペーパー（以下「本ペーパー」という。）が作成、提出されている。ここでは、本ペーパーの概要のみ整理している。

本ペーパーの概要

2. 本ペーパーは、IASB より公表されたディスカッション・ペーパー『財務報告に関する概念フレームワーク』の見直し（以下「概念 DP」という。）に対して ASAF メンバーから寄せられたコメントを踏まえ、IASB の要請に基づき今後の議論の進め方（戦略的な側面）を検討したものである。本ペーパーは次の項目から構成される。
 - (1) 概念 DP で示される IASB の予備的見解（別紙参照）
 - (2) 概念フレームワークで扱うべき項目
 - (3) 概念フレームワークで扱うべきでない項目

概念フレームワークで扱うべき項目

3. 本ペーパーでは、次の項目を概念フレームワークで扱うべきとしている。

- (1) 持分を残余とすること（スライド 6、7、8、10）

ほとんどの ASAF メンバーはこの提案を支持し、多くは「厳密な義務」アプローチを支持したとされている。

概念フレームワークは、明瞭かつ一貫した理解のため、（持分は単なる残余として）資産と負債の堅牢な定義と説明を行う必要があるとされている。

- (2) 報告企業（スライド 9）

ある項目が報告企業の資産／負債であるかどうか、報告企業の残余とは何かを明瞭にするため、報告企業を扱う必要があるとされている。また、コメント者の中には、財務諸表作成の観点（企業の観点か、所有主の観点か）を問題提起する者もいたとされている。

- (3) 負債の定義に関する明瞭かつ一貫した理解のため、一般的な特性についての追加的説明を設けること（スライド 8）

(1)に関連して、負債の明瞭かつ一貫した理解のため、一定の特性を有する場合（例えば、保有者／発行者が決済のオプションを有する場合など）の追加的説明を検討すべき、とされている。

- (4) 会計単位（スライド 10）

資産・負債の定義に関連して会計単位を扱い、定義が商品全体に適用されるのか、商品の要素に適用されるかを明瞭にすべきとされている。

概念フレームワークで扱うべきでない項目

4. 本ペーパーでは、次の項目を概念フレームワークで扱うべきでないとしている。

- (1) 様々なクラスの持分の測定（スライド 12）

様々なクラスの持分の測定は基準レベルで扱うべきで、概念フレームワークで富の移転の概念を扱うべきでないとされている。

- (2) 持分又は負債の定義の例外（スライド 13）

定義の例外は、基準レベルで扱うべきで、概念 DP の予備的見解の 1 つである「企業が資本性金融商品を発行していない場合には、最も劣後的なクラスの金融商品を持分請求権であるかのように扱うのが適切かもしれない。」は取り入れるべきではないとされている。

以 上

別紙 概念 DP で示される IASB の予備的見解

概念 DP で示される IASB の予備的見解は次のとおりである。

- (a) 「概念フレームワーク」は現在の持分の定義（すべての負債を控除した後の企業の資産に対する残余持分）を維持すべきである。
- (b) 「概念フレームワーク」は、IASB は負債を資本性金融商品と区別するために負債の定義を使用すべきだと記述すべきである。このことの2つの帰結は次のことである。
 - (i) 資本性金融商品を発行する義務は、負債ではない。
 - (ii) 報告企業の清算時にだけ生じる義務は、負債ではない（3.89 項(a)参照）。
- (c) 企業は次のことを行うべきである。
 - (i) 各報告期間の末日現在で、持分請求権の各クラスの測定を見直す。IASB は、特定の基準を開発又は改訂する際に、当該測定値を直接的な測定値とするのか、それとも持分の合計額の配分額とするのかを決定することになる。
 - (ii) それらの測定の見直しを、持分変動計算書において、持分請求権のクラス間での富の移転として認識する。
- (d) 企業が資本性金融商品を発行していない場合には、最も劣後的なクラスの金融商品を持分請求権であるかのように扱い、適切な開示を付するのが適切かもしれない。このようなアプローチを使用すべきかどうか、またはその場合にいつ使用すべきかの識別は、依然としてIASB が特定の基準を開発又は改訂する際に行うべき決定となる。

以 上